地域ネットワークニュース第29号

▼はじめに

このニュースレターは、八戸市連合町内会連絡協議会の取り組みや八戸市内の連合町内会・町内会・自治会の活動などを紹介し、相互の情報共有や各町内会等での活動に役立てていただくこと、さらには、市民の皆さまにもお読みいただき、町内会の活動への関心を高めていただくことを目的に発行するものです。

内容

- 1 地域リーダー応援講座開催・・・・・・・・・・・・・1 ページ
- **2** 「地域の底力」取組紹介 白銀南地区・・・・・・・2ページ
- 3 38 地区連合町内会長による 情報交換会開催・・・・・・3 ページ
- **4** 連絡協議会・八戸市からのお知らせ4ページ

令和4年度 地域リーダー 応援講座 を開催しました!









発表する白銀南中の生徒



是川縄文オリジナル T シャツと手ぬぐいを披露

令和5年1月29日(日)、八戸グランドホテルにて『地域リーダー応援講座』を開催しました。

当講座は、地域づくりに役立つアイデア、具体的な手法など実践的な内容を学ぶもので、今回は、八戸市が推進している「地域の底力」実践プロジェクト促進事業に取り組んだ是川・湊高台・大館・白銀南地域の皆様に活動事例を紹介していただきました。

当日は、町内会関係者や地域活動に関心がある方など約70名が参加し、参加者からは、各地域の活動内容を参考に自分の町内でも取り組んでみたいという声がありました。

⇒白銀南地区の取組事例紹介は2ページです。 (他3地区は、ニュースレター第27号に掲載済)

白銀南地区 防犯・防災パワーアップ大作戦 (大久保・白銀台・岬台地区連合町内会)

白銀南中学校や地域関係団体と連携し、地域の防災力の向上に向けた取り組みを実施しました。 夏に行った防災まちあるきは、3連合町内会のエリア毎に中学生と地域住民でチームを編成 し、中学生の視点で危険を感じる場所や、災害発生時に役立つ場所等をリストアップしました。 現在、防災マップを作成中です。

「白銀南地区3連合総合防災訓練」では、白銀南中学校にて避難者を受け入れることを想定し、7つのブースを設けて訓練を実施しました。約400名が参加し、応急措置やAED訓練、段ボールベッドの組立等、真に必要な技術の習得を図りました。



給水車を用いた給水訓練

卓球部の生徒が 係員として大活躍

段ボールベッドの組み立て

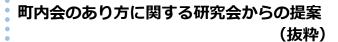
熊谷市長が見守る中、AED 訓練

ばっちり!その調子



令和5年2月21日(火)、八戸グランドホテルにて 『38地区連合町内会長による情報交換会』を開催し ました。

今回は新たな取り組みとして、今年度設置した「町内会のあり方に関する研究会」から町内会の必要性や担い手不足等について提案があり、それらをテーマとして意見交換を行い、情報共有を図りました。



町内会の必要性について

⇒会員・非会員にこだわらない町内会振興

会員だから良い、非会員だからだめなど、会員、 非会員にこだわるのではなく、地域の住民として どう接していくかが大事である。

町内会の担い手不足について

➡若い世代が参加する団体とのつながりの構築

PTAやおやじの会で活躍している若い世代を 町内会に引き込むため、学校との関係を大事にし、 そのような団体との接点を作るとともに、各団体が 町内会に参加する機会を提供することが必要で ある。

町内会の維持について

⇒高齢者への対応

高齢者から、「町内会活動や班長をできない」、 「町内会費を払うのが負担だ」などの理由で、 退会したいと言われることが多いので、会費の 減免、班長の免除など、負担を軽減する策により、 会員のままでいてもらうのがよい。











配可地移回体に関する地方自治法の一部改正について



そもそも・・・認可地縁団体ってなに?

自治会、町内会のように一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、 法人格を得たものを「認可地縁団体」といいます。

地方自治法の改正により、認可地縁団体について以下の事項が変更となっています。

(変更点①表決の方法)

これまで、総会に出席しない構成員は、「書面で、又は代理人によって表決をすることができる」とされていましたが、書面による表決に代えて「電子的方法(電子メール、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決など)により表決することができる。」ことになりました。(令和3年9月1日施行)

※電磁的方法による会員の評決を認めるには、規約の改正が必要となります。

(変更点②保有資産の有無)

これまで、認可を受ける際には、現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、 保有する予定があることが前提でしたが、認可の目的を見直し、不動産の保有に関わらず、 認可を受けることができることになりました。(令和3年11月26日施行)

(変更点③書面又は電磁的方法による決議について)

これまで、総会を開催せずに書面等でのみ決議を行うことは許容されていませんでしたが、構成員全員の承諾がある場合は、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができるようになりました。(令和4年8月20日施行)

(変更点④解散に伴う債券申出公告の回数について)

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する 債権の申出の催告に関する公告について、その回数が 3 回以上 から 1 回になりました。(令和 4 年 8 月 20 日施行) お問い合わせは、 市民連携推進課 まで



3月は町内会加入促進月間です。ポスター・チランをご活用ください!





当協議会では、町内会の活動を紹介するポスター・チラシを作成し、町内会等へ提供しています。

活動への参加や新規加入のご案内ができる内容となっておりますので、提供を希望する場合は、市民連携推進課 (☎43-9182)まで、ご連絡ください。



編集発行:八戸市連合町内会連絡協議会(事務局:八戸市総合政策部市民連携推進課)

電話番号: 0178-43-9182 FAX 番号: 0178-47-1485

電子メール: renkei@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市 市連合

